

3 消費・安全関係業務の合理化方策

平成 1 8 年 4 月 2 1 日

農林水産省

消費・安全関係 約4,100人（17年度末定員）

「中間取りまとめ」に対する今後の対応方向

(1) 食品価格・需要動向等調査・農産物等の安全監視業務

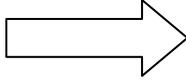
- 食品価格・需要動向等調査については、価格、需給の見通しを関係者に情報提供することにより、合理的な出荷・購買行動を促し、物価の安定を図るために必要。他方、効率化を図る観点から調査方法を見直し、常勤職員による実査は、即座の対応が必要な緊急調査分に限定し、その他は廃止する。

	17年度末		22年度末
食品価格・需要動向等調査	約100人	➡	約50人
			(▲50%)

- 農産物等の安全監視業務（農薬、飼料等の使用・製造等に関する指導・取締）については、国民の食の安全、安心を確保するため、より一層の強化が国民的要請。特に、本年5月からのいわゆる残留農薬等のポジティブリスト制度の施行や、BSE発生に伴う飼料規制の強化などにより業務量が増加。こうした中で、資材店舗と生産現場の一体的な指導・監視の実施など、業務の効率化に努め、現行の人員での業務遂行に努力する。

(2) 食品表示監視業務

- 食品表示監視業務は、偽装等不正表示事件の発生や米国産牛肉の輸入再開問題等、国民的な関心が高い中で、不正表示に対する取締りの一層の強化が国民的要請である。
また、消費者の食品表示に対する関心に応え、生鮮食品に近い加工食品の原料原産地の表示義務が大幅に拡大されるなど監視範囲が拡大している。
- 他方で、監視業務の効率化を図る観点から調査計画・実施方法について見直し、一般調査と特別調査の一体的な実施など、巡回調査業務の効率化を実施する。

17年度末
食品表示監視業務 約2,000人  22年度末
約1,700人
(▲15%)

- なお、(独)農林水産消費技術センターは分析をコア業務とした検査検定法人であり、国(地方農政事務所等)が行う店舗における現物、帳簿等による監視とは調査方法が異なり、効率的な業務運営にもつながらないことなどから、業務の統合にはなじまない。

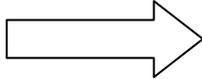
(3) 牛トレーサビリティ業務

- 牛トレーサビリティ制度は、BSEが我が国で継続して発生している中で、BSEのまん延を防止し、牛肉に対する消費者の信頼を確保する上で不可欠な仕組みである。
- 我が国が早期にBSEの清浄化を図るためには、牛トレーサビリティ制度のよりの確な運用による確実な監視が不可欠である。
- 業務の現状についてみると、
 - ① 法の完全施行から1年あまりで偽装表示など多くの違反事例が発見され、更には的確な監視が必要である。

※ 偽装表示などで既に8件の違反。(6件の勧告及び2件の有罪判決)
 - ② 牛の異動(1,000万件超/年)に関し、多くの届出遅怠が発生しており(少なくとも常時50万件超が未解消)、牛の個体管理の根幹であるデータベースの適切な維持管理のためには、監視指導の徹底が必要である。
- このような状況において、ネットワーク情報システムの構築や生産者団体の協力により、業務の更なる効率化に努めており、現行の人員で業務を処理するための努力をしていく。

(4) 管理部門

管理部門については、一昨年閣議決定された「今後の行政改革の方向」により、府省共通システムの構築に伴って、同システムへの移行及びそれに伴う業務改革を行い、内部管理業務に係る定員の純減を行う。

	17年度末		22年度末
<u>管理部門</u>	約600人		約450人
			(▲25%)